

2 1 川 監 公 第 1 3 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松 川 欣 起
同	奥 宮 京 子
同	後 藤 晶 一
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 まちづくり局

監査の範囲 平成21年度に契約した工事、平成20年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成22年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成21年 8月18日から  
平成21年11月24日まで

#### 監査の結果

今回の監査は、まちづくり局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事20件、業務委託6件合わせて26件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として仕様書及び図面が的確に作成されているかを主眼に実施した。

以上の結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

#### 1 変更契約前に工事着手したもの

本工事は、大師中学校の技術室（鉄骨造2階建て374㎡）の新築及び既存校舎（鉄筋コンクリート造4階建て3,722㎡）の耐震補強工事を行うものである。

本工事の契約及び工事着手後に、機械設備工事の一般競争入札を行ったが、入札不調となり、再度入札を行うも同様の結果となった。

しかし、本工事のうち校舎耐震補強工事は、学校の夏休み期間内に完成しなければならないため、同時に執行する機械設備工事の契約及び工事着手も急ぐ必要があり、本工事の追加工事とすることで請負業者と協議書を締結した。

工事契約についてみたところ、上記協議書を取り交わした後川崎市契約規則第48条第1項の規定により変更契約を締結し、その上で工事を行う必要があったが、手続が行われぬまま機械設備工事を含む本工事が進められた。

協議書の締結後速やかに変更契約の手続を行い、工事を行うべきであった。

(別表監査番号8) (まちづくり局施設整備部 施設保全担当)

## 2 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、設計、施工に関し適切に執行すべきものがあった。

なお、その概要は次のとおりである。

### (1) 適切な工事監理でなかったもの

工事監理に当たって、工事着手前及び工事完成時における事務処理及び施工管理が一部不適切であった事例

(別表監査番号13) (まちづくり局施設整備部井田病院建設担当)

### (2) 適切な仕様書として整備すべきもの

エレベータ設置工事の仕様書の指示で、仕上げ材の品質等について一部不適切な部分があった事例

(別表監査番号4、19) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、施設整備部機械設備担当)

### (3) 適切な算定要領を整備すべきもの

耐震補強設計業務の委託費算定要領が整備されていなかった事例

(別表監査番号24) (まちづくり局施設整備部 施設保全担当)